

令和 5 年 1 月 30 日
リサイクル燃料貯蔵株式会社

リサイクル燃料備蓄センターの現在の状況について

1. 新規規制基準への対応状況

○【事業変更許可申請関係】

「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」等の改正及び原子力規制委員会の指示文書（令和 3 年 4 月 26 日）に基づき、「事業変更許可申請書」を令和 4 年 1 月 20 日に原子力規制委員会に提出しました。

震源を特定せず策定する地震動を基準地震動に追加するとともに、令和 2 年 11 月 11 日の許可以降発表された地震動以外の新たな知見についても反映しております。

令和 4 年 9 月 20 日の「事業変更許可申請書」の一部補正以降の指摘事項を反映し、同年 10 月 28 日及び 12 月 2 日に「事業変更許可申請書」の一部補正を原子力規制委員会に提出しました。

○【保安規定変更認可申請関係】

新検査制度導入に関する原子炉等規制法に基づく保安規定（建設段階保安規定）の変更認可申請（事業開始段階保安規定）について、令和 4 年 12 月 21 日に原子力規制委員会に提出しました。

（別紙：事業開始段階保安規定の概要について）

以 上

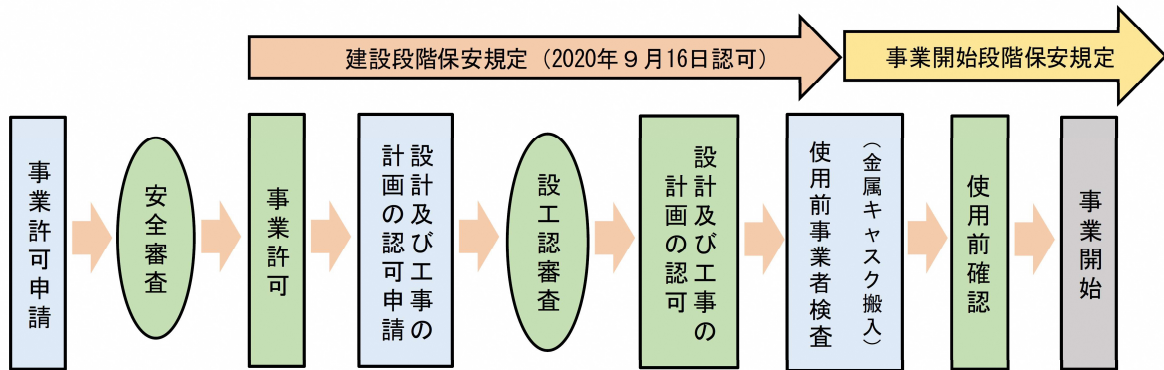
詳細については、当社ホームページから確認することができます。

(<http://www.rfSCO.co.jp/>)

事業開始段階保安規定の概要について

1. 事業開始段階の保安規定

2020年4月の新検査制度導入に関する原子炉等規制法及び関連規則の改正後は、建設段階（金属キャスク搬入まで）【2020年9月16日認可】と、事業開始段階（金属キャスク搬入以降）の二段階で保安規定を定めることになりました。



2. 申請内容

事業開始段階の保安規定においては、事業許可、設工認で確認された使用済燃料貯蔵施設の安全性が、運用段階においても継続して確保されるために必要な事項を定めております。

保安規定条項	事業開始段階保安規定（本申請）	備考
第1章 総則	△	
第2章 品質マネジメントシステム	○	
第3章 体制及び評価	○	
第4章 貯蔵管理	◎	
第5章 放射性廃棄物管理	◎	
第6章 放射線管理	◎	
第7章 施設管理	○	
第8章 緊急時の措置	◎	
第9章 保安教育	○	
第10章 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価	(削除)	第3章に含めて記載
第11章 記録及び報告	○	
第12章 使用済燃料を収納した金属キャスクを搬入する前までに定める事項	(削除)	建設段階での要求事項のため削除
添付	◎	

【凡例】◎：追加、○：一部追加、△：その他適正化

以上